

議会議案第12号

鎌倉市本庁舎整備に関する住民投票条例の制定について

鎌倉市本庁舎整備に関する住民投票条例を次のように定める。

令和2年（2020年）12月15日提出

提出者	鎌倉市議会議員	くりはらえりこ
同	同	上 竹 田 ゆかり
同	同	上 長 嶋 竜 弘
同	同	上 高 野 洋 一
同	同	上 松 中 健 治

（提案理由）

鎌倉市本庁舎整備に関する住民投票の実施について、必要な事項を定めるものである。

鎌倉市本庁舎整備に関する住民投票条例

(目的)

第1条 この条例は、鎌倉市が進めている市役所本庁舎移転整備計画に関して、市民の意思を明らかにするための住民投票を行い、もって市長及び市議会に民意を示すことを目的とする。

(住民投票の実施)

第2条 前条の目的を達成するために、次の各号の選択肢について、住民投票を行う。

- (1) 本庁舎の深沢地域（深沢地域整備事業用地内の行政施設用地をいう。以下同じ。）への移転に賛成
- (2) 本庁舎の深沢地域への移転に反対

(住民投票の執行)

第3条 住民投票は、市長が執行するものとする。

- 2 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定に基づき、協議により、その権限に属する住民投票の管理及び執行に関する事務を鎌倉市選挙管理委員会（以下「選挙管理委員会」という。）に委任することができる。

(住民投票の期日)

第4条 住民投票の期日（以下「投票日」という。）は、この条例の施行の日から起算して、90日を経過する日までの間において、市長が定めるものとする。

- 2 市長は、前項の規定により投票日を定めた場合において、前条第2項の規定により選挙管理委員会に事務を委任したときは、速やかに選挙管理委員会に通知しなければならない。
- 3 市長は、第1項の規定により投票日を定めたときは、投票日の7日前までにこれを告示しなければならない。

(投票有資格者等)

第5条 住民投票における投票の資格を有する者（以下「投票有資格者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 投票日において年齢満18歳以上の日本国籍を有する者
- (2) 前条第3項の規定による告示の日（以下「告示日」という。）の前日において、その者に係る本市の住民票が作成された日（他の市（特別区を含む。）町村から本市に住所を移した者で住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第22条の規定により届出をしたものについては、当該届出をした日）

から引き続き3か月以上本市に住所を有する者（投票日（第7条第2項に規定する期日前投票にあつては、当該期日前投票を行う日。次項において同じ。）において本市に住所を有していない者を除く。）

2 前項の規定にかかわらず、投票日において公職選挙法（昭和25年法律第100号）第11条第1項若しくは第252条又は政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第28条の規定により選挙権を有しないとされる者は、住民投票の資格を有しない。

3 市長は、投票有資格者名簿を調製しなければならない。

（投票の方式）

第6条 投票は一人一票とし、秘密投票とする。

2 住民投票をしようとする投票有資格者（以下「投票人」という。）は、投票用紙の選択肢から一つを選択し、所定の欄に自ら○の記号を記載しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、身体の故障その他の事由により、自ら投票用紙に○の記号を記載することができない投票人は、代理投票をすることができる。

（投票所での投票）

第7条 投票人は、投票日に、指定された投票所に行き、投票有資格者名簿登載の確認を経て、投票しなければならない。

2 投票人は、前項の確認を経れば、期日前投票を行うことができる。

（無効投票）

第8条 次の各号のいずれかに該当する投票は、無効とする。

- (1) 所定の投票用紙を用いないもの
- (2) ○の記号以外の事項を記載したもの
- (3) ○の記号のほか、他事を記載したもの
- (4) ○の記号を投票用紙の選択肢の欄のいずれにも記載したもの
- (5) ○の記号を投票用紙のいずれの選択肢の欄に記載したのか判別し難いもの

(6) 白紙投票

（情報の提供）

第9条 市長は、住民投票の適正な執行を確保するため、本庁舎整備に関して必要な情報、資料を、第2条各号の選択肢に沿い、市民へ公平かつ公正に提供するよう努めるものとする。

2 市長は、前項の情報の提供に際しては、中立性の保持に留意するものとする。

る。

- 3 市長は、本住民投票が広く市民に周知されて執行されるよう、広報その他の手段により、投票有資格者の投票を促すよう努めるものとする。

(投票運動)

第10条 住民投票に関する投票運動は自由とする。投票運動に不当な圧力、妨害があってはならず、買収、脅迫その他投票有資格者の自由な意思が拘束され、若しくは不当に干渉され、又は市民の平穏な生活環境が侵害されるものであってはならない。

(開票)

第11条 開票は、選挙管理委員会により、即日開票されるものとする。

- 2 市長は、請求代表者の中から、所定の手続により開票立会人を出すことができる。

- 3 市長は、住民投票の結果が確定した時は、速やかにこれを告示するとともに、広報その他市の媒体に発表しなければならない。

(投票結果の効力)

第12条 市長及び市議会は、住民投票の結果を尊重しなければならない。また、住民投票の総数が投票有資格者の総数の2分の1に達したときは、その結果の重みを十分に考慮しなければならない。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、住民投票の施行に関し必要な事項は、規則で定めるものとする。

付 則

この条例は、令和3年2月1日から施行する。